

新規就農者チャレンジ事業

1 対象品目・分野 ○水田・畑作 ○園芸 ○畜産

2 事業概要

将来の農地の受け手となる新規就農者の育成・確保を図るため、早期の経営発展を目指す認定新規就農者に対し、必要な農業用機械・施設の導入（購入）及び農業用機械のリース導入を支援します。

3 利用対象者

地域計画の目標地図に位置付けられた認定新規就農者

※経営開始資金及び経営発展支援事業との同時利用は不可（受給完了後は利用可能）

4 支援内容

(1) 地区要件：

以下の①若しくは②の要件を満たす地域計画が策定されている地域又は地域計画のブラッシュアップを行い、事業実施年度の翌年度までに当該要件を満たすことが確実であると事業実施主体が認める地域

①地域計画の目標集積率が6割以上（中山間地域は5割以上）であること

②現行の地域計画か、ブラッシュアップ後の地域計画において、目標集積率が現状の集積率よりも10ポイント以上増加する姿となること

(2) 対象者要件：

○ 地域計画の目標地図に位置付けられた認定新規就農者

○ 成果目標の設定

○ リース導入の場合、リース期間終了後に相当程度の経営面積を拡大することが地域計画等において確認できること

(3) 対象経費：

○ 購入

・ トラクター、田植機、コンバインなどの農業用機械の取得

・ 乾燥調製施設（乾燥機）、集出荷施設（選果機）などの施設の取得

・ ビニールハウスの整備

・ 畦畔の除去、明渠・暗渠排水の整備などの農地等の改良 等

※ 事業費50万円以上

※ 耐用年数概ね5年以上20年以下（中古は2年以上）

○ リース導入

・ トラクター、田植機、コンバインなどの農業用機械のリース導入

※ リース期間は3年以上、法定耐用年数以内であること

(4) 補助率：

○ 購入：事業費×3/10

○ リース導入：リース物件購入価格×3/7

(5) 補助上限額： 法人 3,000万円、法人以外 1,500万円

5 募集期間

(1) 募集期間：令和8年度分は令和8年2月上旬～2月下旬に実施

※国の予算状況に応じて追加募集を行う可能性がありますので、最寄りの市町村へご相談ください。

- (2) 申請書類（様式）の入手先：最寄りの市町村
- (3) 申込み先：最寄りの市町村

6 問合せ先

【県庁】

- (1) 機関名・課名：農林水産部農業経営・所得向上推進課
- (2) 担当（係）名：農業担い手・所得向上推進担当
- (3) 電話番号：023-630-2464

【総合支庁】

- (1) 機関名・課名：各総合支庁農業振興課
- (2) 担当（係）名：地域農政担当
- (3) 電話番号：

村山総合支庁農業振興課	023-621-8385
最上総合支庁農業振興課	0233-29-1320
置賜総合支庁農業振興課	0238-26-6049
庄内総合支庁農業振興課	0235-66-5497

農山漁村振興交付金（最適土地利用総合対策）

1 対象品目・分野

○水田・畑作 ○園芸 ○その他

2 事業概要

農用地保全に必要な地域ぐるみの話合いによる最適な土地利用構想の作成と、その実現に必要な取組みを支援します。

3 利用対象者

J A、土地改良区等、市町村、その他（市町村及び複数の集落を含む地域協議会）

4 支援内容

(1) 補助要件：

○対象地域：地域振興立法8法*指定地域等

※過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法、山村振興法、特定農山村法、離島振興法、豪雪地帯対策特別措置法、棚田地域振興法ほか

○原則として、中山間地域等における複数集落を対象とすること

○営農を続けて守るべき農地と粗放的利用を行う農地等に区分し、土地利用構想を3年以内に策定すること

(2) 対象経費：土地利用構想の概定、農用地保全のための実証的取組、粗放的利用の取組や省力化機械の導入等、農用地保全のための活動、土地利用構想に基づく粗放的利用のための簡易な整備、農用地保全のための基盤整備や施設の整備

(3) 補助率：[ソフト] 定額（上限5,000万円（年標準額1,000万円））
[ハード] 5.5/10等（1億円（年標準額2,000万円））

(4) 事業期間：上限5年間

5 募集期間

(1) 募集期間：随時受付

(2) 申請書類（様式）の入手先：各総合支庁農村計画課

(3) 申込み先：各総合支庁農村計画課

6 問合せ先

【県庁】

(1) 機関名・課名：農林水産部農村計画課

(2) 担当(係)名：農村保全担当

(3) 電話番号：023-630-3373

【総合支庁】

(1) 機関名・課名：各総合支庁農村計画課

(2) 担当(係)名：下記のとおり

(3) 電話番号：

村山総合支庁農村計画課 023-621-8389（企画担当）

最上総合支庁農村計画課 0233-29-1341（計画担当）

置賜総合支庁農村計画課 0238-35-9055（地域保全担当）

庄内総合支庁農村計画課 0235-66-5549（企画担当）

かがやく果樹産地づくり強化事業費補助金

1 対象品目・分野 ○園芸

2 事業概要

J A、農業法人、担い手協議会等が行う、新たな担い手の参入等に向けた先行投資型果樹団地の整備に対する支援を行います。

3 利用対象者

農業者の組織する団体（農業協同組合、農業協同組合連合会、農事組合法人、農地所有適格法人、任意組織）、公社、民間事業者 等

4 支援内容

(1) 補助要件：

- 国事業（産地生産基盤パワーアップ事業又は果樹経営支援等対策事業）の計画が承認されていること
- 果樹再生戦略計画が承認されていること
- 新たな担い手が参入すること

(2) 対象経費：

- ① 果樹団地の先行投資型整備支援
- ② 整備後の未収益期間における苗木養成支援

(3) 補助率：

- ① 7/10〔国5/10、県2/10〕、市町村（任意）
- ② 定額〔国22万円/10a、県22万円/10a〕

5 募集期間

募集期間：新規計画の受付は、令和7年度で終了しております。

6 問合せ先

- (1) 機関名・課名：農林水産部園芸大国推進課
- (2) 担当（係）名：果樹振興係
- (3) 電話番号：023-630-2453

農山漁村振興交付金（荒廃農地再生支援事業）

1 対象品目・分野

○水田・畑作 ○園芸

2 事業概要

地域の担い手等が行う、荒廃化により地域計画の外側にある遊休農地の解消の取り組みを支援します。

3 利用対象者

農業者個人、市町村、その他（当該農地の所有者）

4 支援内容

(1) 補助要件：

- 貸借権・使用貸借権の設定・移転、所有権の移転後、原則1年以内の農地、若しくは、これらの権利移転等が確実な農地であること
- 整備した農用地等において、5年間以上耕作することが確実であること
- 整備した農用地等が事業完了後3年以内に地域計画に位置付けられること
- 対象農地は地域計画の範囲内に含まれていない農用地のうち、再生利用が可能な荒廃農地及び当該農地と一体的に整備する必要がある農地等
- 事業費が200万円未満であること

(2) 対象経費

- 荒廃農地再生等整備：刈払、伐根、支障物撤去、除礫、整地等
- 簡易基盤整備：農業用排水施設、農道、暗渠排水等
- 付帯事業：農用地利用調整、事業指導・助言等

(3) 補助率：1／2

(4) 補助上限額：(3)補助率により算定した額

5 募集期間

- (1) 募集期間：随時受付
- (2) 申請書類（様式）の入手先：最寄りの市町村農林主務課
- (3) 申込み先：最寄りの市町村農林主務課

6 問合せ先

【県庁】

- (1) 機関名・課名：農林水産部農村計画課
- (2) 担当（係）名：農村保全担当
- (3) 電話番号：023-630-3373

【総合支庁】

- (1) 機関名・課名：各総合支庁農村計画課
- (2) 担当（係）名：下記のとおり
- (3) 電話番号：

村山総合支庁農村計画課	023-621-8389	（企画担当）
最上総合支庁農村計画課	0233-29-1341	（計画担当）
置賜総合支庁農村計画課	0238-35-9055	（地域保全担当）
庄内総合支庁農村計画課	0235-66-5549	（企画担当）

遊休農地リスタート事業費補助金

1 対象品目・分野

○水田・畑作 ○園芸

2 事業概要

地域の担い手や新規就農者が行う、地域計画の目標地区に位置付けられた将来的に利活用する遊休農地の解消・利活用の取組みを支援します。

3 利用対象者

農業者個人、農業法人、営農集団・集落営農組織・農業者が組織する団体

4 支援内容

(1) 補助要件:

- 地域計画に位置付けられた担い手、新規就農者又は認定新規就農者
- 地域計画の範囲内の農用地のうち、人力・農業用機械で草刈り、耕起、伐根、整地等を行うことにより、直ちに耕作することが可能となる農地
- 対象農地面積が20a以上であること
- 事業完了後、再生された農地で5年間以上耕作又は保全すること
- 事業実施にあたり直営施工を含むこと
- 事業費が200万円未満であること

(2) 対象経費

- 再生作業：伐採、伐根、障害物除去、深耕、整地、これらの作業に併せて行う土壌改良、簡易な排水対策 等
- 営農定着・粗放的利用：種子・苗木、飼料等の購入、植栽にかかる経費 等

(3) 補助率：1／4以内

(4) 補助上限額：(3)補助率により算定した額

5 募集期間

(1) 募集期間：随時受付

(2) 申請書類（様式）の入手先：最寄りの市町村農林主務課

(3) 申込み先：最寄りの市町村農林主務課

6 問合せ先

【県 庁】

(1) 機関名・課名：農林水産部農村計画課

(2) 担当（係）名：農村保全担当

(3) 電話番号：023-630-3373

【総合支庁】

(1) 機関名・課名：各総合支庁農村計画課

(2) 担当（係）名：下記のとおり

(3) 電話番号：

村山総合支庁農村計画課 023-621-8389（企画担当）

最上総合支庁農村計画課 0233-29-1341（計画担当）

置賜総合支庁農村計画課 0238-35-9055（地域保全担当）

庄内総合支庁農村計画課 0235-66-5549（企画担当）

農地集積・集約化対策事業費補助金（農地集約化促進事業）

1 対象品目・分野 ○水田・畑作 ○園芸 ○畜産

2 事業概要

担い手への農地集積と集約化を支援し、地域計画の実現に資するよう、農地中間管理機構（以下「機構」という）にまとまった農地を貸し付け、機構を通じた農地の集約を行う地域等に対し交付します。本事業には2つタイプがあり、

- ①機構を通じた転貸による農地の集約化に取り組む地域に対し、「集約化加速タイプ」の支援金を交付します。
- ②機構を通じて地域内農地を一定以上転貸した地域に対し、「地域集約化実現タイプ」の支援金を交付します。

3 利用対象者

農業を営む法人、営農集団・集落営農組織・農業者が組織する団体

4 支援内容

(1) 補助要件：

- ①集約化加速タイプ：地域計画の策定地域内等において、農地面積に占める同一の耕作者の団地面積の割合が10ポイント以上増加すること等
- ②地域集約化実現タイプ：地域計画の策定地域内等において、農地の一定割合以上が機構を通じ同一の担い手に貸し付けられること等

(2) 対象経費：省略（地域集積協力金及び集約化奨励金は地域の話合いにより、用途の決定が可能）

(3) 補助率：定額（内容によって異なります）

①集約化加速タイプ：

	団地面積の割合	1 団地あたりの平均面積	交付単価	(農作業受託)
区分1	10ポイント増	1.5倍以上	1.0万円/10a	(0.5万円/10a)
区分2	20ポイント増		3.0万円/10a	(1.5万円/10a)

※大規模に集約した農地の場合や、受け手不在の農地を団地化し新たな担い手の誘致を図った場合、交付単価は5.0万円/10a

②地域集約化実現タイプ：

	機構の活用率		交付単価	(農作業委託)
	一般地域	中山間地域		
区分1	80%超	60%超 80%以下	2.0万円/10a	(1.0万円/10a)
区分2	80%超		2.6万円/10a	(1.3万円/10a)

(4) 補助上限額：(3)補助率により算定した額

(5) その他：

- ①集約化加速タイプ：前年度3月から実施年度より起算して5年後の2月末までにおける機構からの転貸面積又は機構を通じた農作業受託面積のうち新たに団地化した面積が対象

②地域集約化実現タイプ：前年度3月から実施年度の2月末までの機構への貸付面積
又は機構を通じた農作業委託面積が対象

5 募集期間

- (1) 募集期間：最寄りの市町村農林主務課にお問い合わせください。
- (2) 申請書類（様式）の入手先：最寄りの市町村農林主務課
- (3) 申込み先：最寄りの市町村農林主務課

6 問合せ先

【県庁】

- (1) 機関名・課名：農林水産部農村整備課
- (2) 担当（係）名：農地中間管理担当
- (3) 電話番号：023-630-2490

【総合支庁】

- (1) 機関名・課名：各総合支庁農村計画課
- (2) 担当（係）名：計画調整担当又は指導担当
- (3) 電話番号：

村山総合支庁農村計画課	023-621-8388
最上総合支庁農村計画課	0233-29-1341
置賜総合支庁農村計画課	0238-26-6057
庄内総合支庁農村計画課	0235-66-5547